

# 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会心配ごと相談所設置及び運営規程

平成18年7月19日

規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第2条の規定に基づき、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会心配ごと相談所を設置し、運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 心配ごと相談所の名称は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会心配ごと相談所（以下「相談所」という。）と称する。

(運営)

第3条 相談所では、心配ごと相談や法律相談等必要な事業を実施する。

2 相談日は、下表のとおりとし、必要に応じ随時相談日を設けるものとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日やお盆（8月13日から8月16日）及び年末年始（12月28日から翌年1月5日）を除く。

相談名	日 時	場 所
心配ごと相談	第2,4火曜日 13:00～16:00	笠間市社会福祉協議会 笠間支所
	第2,4水曜日 13:00～16:00	笠間市社会福祉協議会 本 所
	第1,3木曜日 13:00～16:00	笠間市社会福祉協議会 岩間支所
法 律 相 談	第1金曜日 10:00～12:00	笠間市社会福祉協議会 本 所
	第2金曜日 10:00～12:00	笠間市社会福祉協議会 岩間支所
	第3金曜日 10:00～12:00	笠間市社会福祉協議会 笠間支所

3 実施場所は、住民の利便性を考え各支所とする。

4 相談は、無料とする。

5 相談所の心配ごと相談員（以下「相談員」という。）は、丁寧に相談に応じ、問題の解決につとめ、また相談によって知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 相談にあたっては、各関係機関との連携を密にし、その協力を得て相談援助にあたる。

7 相談員は、取り扱った事例につき、その相談の経過を明確に記録しておくと共に定期的に合同研修会（ケース検討会）を開催し、その取り扱った事例につき相談の経過等を討議し事例の研究、相談業務の向上を図る。

8 相談所の事業内容を広く市民に知らせるため、市報笠間、本会広報紙の活用及びその他の方法により広報活動を行う。

9 相談員の報酬は、日額4,000円とし、法律相談員の報酬は、時給10,000円とする。

(相談員)

第4条 相談員は、若干名とし、福祉に関して理解と熱意を有する住民のうちから本会の会

長が委嘱する。

- 2 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 主任相談員は、各支所の相談所に1名置き、相談員の互選とする。
- 4 主任相談員は、前条第7項の研修会を招集し、研修会の座長となる。
- 5 主任相談員が不在のとき又は事故あるとき若しくは欠けたときは、予め、主任相談員の指名する相談員が、これを代理する。

(備付帳簿)

第5条 相談所には、次の帳簿を備える。

- (1) 相談カード(様式第1号)
- (2) 法律相談予約表(様式第2号)
- (3) 合同研修会(ケース検討会)記録
- (4) その他事業の運営に必要なもの  
(事務処理)

第6条 相談所の事務は、本会の職員があたる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年5月1日から施行する。